

資料 4

令和 8 年度岩手県認知症介護実践者等養成 研修事業委託

企画提案審査要領

令和 8 年 2 月
岩 手 県

この企画提案審査要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度岩手県認知症介護実践者等養成研修事業委託」（以下「委託」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本委託に係る企画提案の審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査基準等は次のとおりとする。

審査項目	着眼点	配点
各研修のプログラム 編成の考え方	・研修目的に合致した考え方となっているか	10点
	・評価すべきオリジナルな視点があるか	10点
各研修のプログラム の内容・スケジュール	・内容に偏りはないか	10点
	・評価すべきオリジナルな視点はああるか	10点
	・研修の実施時期・期間は適切か	10点
	・時間配分は適切か	10点
(予定) 講師	・予定講師は適任か	10点
その他	・感染症対策やeラーニング導入に係る対応は適切か	10点
	・確実に事業を遂行できる体制が整っているか	10点
	・費用は予算の範囲内で適切に積算されているか	10点

※ 配点について

- ・ 6～10点：優れている（期待できる）
- ・ 5点：標準レベル（期待度は標準）
- ・ 0～4点：標準に満たない（期待困難）

3 審査方法

- (1) 審査は、書面審査により行うこととし、参加者によるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 委員会の委員は、「2 審査項目及び配点」に基づき審査項目ごとに評点を付けるものとする。
- (3) (2)の評点の合計が最上位の参加者を、原則として委託候補者に選定するものとする。なお、最上位の者について、審査項目ごとの集計の平均点が標準（5.0点）に満たない場合は、原則として、審査項目ごとの集計の平均点が標準を満たす次点の者を委託候補者とし、該当者がいない場合は再募集とする。